

〔別 紙〕

様式 2

事業報告書

(自 令和 7 年 4 月 1 日 至 令和 8 年 3 月 31 日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人松原会

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)② ☐ 社会医療法人 ☒ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人☐ その他③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 石川県七尾市本府中町ワ部 5 番地

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 昭和・平成・令和 32 年 12 月 20 日

(4) 設立登記年月日 昭和・平成・令和 33 年 4 月 16 日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	松原 三郎	
理 事	安藤 謙治	
同	松原 拓郎	松原愛育会 理事長
同	飛騨 賢一	七尾松原病院管理者
同	林 正男	穴水こころのクリニック管理者
同	川田 和人	松原会 事務局長
監 事	耕納 直喜	
監 事	能村 偉義	
評 議 員	長谷 吉憲	松原愛育会評議員、石浦神社 宮司
同	松原 五郎	歯科医師
同	松原 洋一郎	精神科医師
同	柳下 杏子	精神科医師
同	松原 六郎	福井松原病院 理事長
同	山田 志郎	精神科医師
同	関 大輔	若草ホーム 代表取締役
同	中田 二郎	天狗中田産業 (株) 代表取締役
同	大野 勇二	元松原病院看護部長
同	宇野 孝一	元金沢市役所長寿福祉課課長

同	二飯田 成一	元県社協職員
同	今村 直喜	今村証券 代表取締役

- 注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第46条の5第6項参照）
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第46条の4第1項参照）

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
病院	七尾松原病院	0210160 1710210160	石川県七尾市本府中町 ワ部5番地	精神病床 130床
診療所	穴水こころの クリニック	1710176 1711710630	石川県鳳珠郡穴水町字 川島ヨ 47-1 番地	
介護老人 保健 施設				
介護医 療院				

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
共同生活援助事業 れんげそう	石川県七尾市本府中町ワ部 34番地	

共同生活援助事業 スマイル	石川県七尾市本府中町カ部 39 番地	
就労継続支援（B）事業 ワーク＆ライフサポート ピアハウス	石川県七尾市本府中町ル部 35-1 番地	
自立訓練（生活訓練）事業 ワーク＆ライフサポー ピアハウス	石川県七尾市本府中町ル部 35-1 番地	
地域活動支援センター ピアサポートのと	石川県七尾市本府中町ワ部 34 番地	
相談支援事業所 ピアサポートのと	石川県七尾市本府中町カ部 36 番地 1	
地域活動支援センター ピアサポート北のと	石川県鳳珠郡川島ヨ 47-1	
相談支援事業所 ピアサポート北のと	石川県鳳珠郡川島ヨ 47-1	
就労継続支援（B）型事業所 ぱいんの家	石川県七尾市袖ヶ江町 23 番地 2	
就労継続支援（B）型事業所 シフト	石川県七尾市本府中町ワ部 8 番地 1	
訪問看護ステーションのと	石川県七尾市本府中町ワ部 8 番地 1	
訪問看護ステーション北のと	石川県鳳珠郡穴水町川島 ヨ 47-1	
日中サービス支援型グループ ホーム そよかぜ	石川県七尾市本府中町カ部 39 番地	
居宅介護支援事業所 ななまつ	石川県七尾市本府中町ワ部 8 番地 1	

注）地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】
書で記載すること。

（3）収益業務（社会医療法人又は医療法第 4 2 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和7年6月27日 令和6年度決算の決定

令和6年度利益剰余金処分

令和8年3月27日 令和8年度の事業計画及び収支予算の決定

令和8年度の借入金額の最高限度額の決定

注) (5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

注) 医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金使途、償還の方法及び期限を記載すること。なお、発行要項の写しの添付に代えても差し支えない。

医療機関債を医療法人が引き受けた場合には、当該医療法人名を全て明記すること。

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

注) 1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。

2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。
なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

なし

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

なし

(9) その他

注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)

様式3

法人名 医療法人 松原会

※医療法人整理番号

0 0 0 5 4

所在地 石川県七尾市本府中町ワ部5番地

財 産 目 録

(2026 年 3 月 31 日現在)

1. 資 産 額	1,266,552 千円
2. 負 債 額	169,302 千円
3. 純 資 産 額	1,097,250 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	544,094
B 固 定 資 産	722,458
C 資 産 合 計 (A + B)	1,266,552
D 負 債 合 計	169,302
E 純 資 産 (C - D)	1,097,250

(注)・財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

・※は記入しないこと。(以下同じ)

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式 4 - 1

法人名 医療法人松原会

※医療法人整理番号 0 0 0 5 4

所在地 石川県七尾市本府中町ワ部5番地

貸 借 対 照 表

(2026年 3月 31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	544,094	I 流 動 負 債	70,761
現金及び預金	268,658	支払手形	
事業未収金	210,889	買掛金	5,279
有価証券	60,447	短期借入金	0
たな卸資産	3,616	未払金	14,156
前渡金	0	未払費用	0
前払費用	1,591	未払法人税等	0
その他の流動資産	△ 1,107	未払消費税等	1,160
II 固 定 資 産	722,458	前受金	276
1 有 形 固 定 資 産	713,044	預り金	11,701
建物	250,355	前受収益	0
構築物	11,997	賞与引当金	37,000
医療用器械備品	0	その他の流動負債	1,189
その他の器械備品	26,871	II 固 定 負 債	98,541
車両及び船舶	3,743	医療機関債	0
土地	356,118	長期借入金	89,439
建設仮勘定	0	繰延税金負債	0
その他の有形固定資産	63,960	法人税引当金	9,102
2 無 形 固 定 資 産	6,712	その他の固定負債	0
借地権	0	負 債 合 計	169,302
ソフトウェア	6,712	純 資 産 の 部	
その他の無形固定資産	0	科 目	金 額
3 そ の 他 の 資 産	2,702	I 資 本 金	1,000
有価証券	0	II 積 立 金	1,096,250
長期貸付金	0	法定積立金	19,034
保有医療機関債	0	別途積立金	1,030,830
その他長期貸付金	0	繰越利益積立金	46,386
役職員等長期貸付金	0	III 評 価 ・ 換 算 差 額 等	0
長期前払費用	0	その他有価証券評価差額金	0
繰延税金資産	0	繰延ヘッジ損益	0
その他の固定資産	2,702	純 資 産 合 計	1,097,250
資 産 合 計	1,266,552	負債・純資産合計	1,266,552

(注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適當であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

3. 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

法人名 医療法人松原会

※医療法人整理番号 0 0 0 5 4

所在地 石川県七尾市本府中町ワ部 5 番地

損 益 計 算 書

(自 令和 7年 4月 1日 至 令和 8年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		881,542
2 事業費用		
(1)事業費	943,248	
(2)本部費	0	943,248
本来業務事業利益		△ 61,706
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		381,821
2 事業費用		412,075
附帯業務事業利益		△ 30,254
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		0
2 事業費用		0
収益業務事業利益		0
事業損失		△ 91,960
II 事業外収益		
受取利息	788	
その他の事業外収益	158,850	159,638
III 事業外費用		
支払利息	1,415	
その他の事業外費用	10,242	11,657
経常利益		56,021
IV 特別利益		
固定資産売却益	18	
その他の特別利益	39,124	39,142
V 特別損失		
固定資産売却損	0	
その他の特別損失	38,265	38,265
税引前当期純利益		56,898
法人税・住民税及び事業税	13,037	
法人税等調整額	0	13,037
当期純利益		43,861

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

法人名 医療法人松原会
所在地 石川県七尾市本府中町2番5 番地

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	松原洋一郎	医師	当法人理事長の甥	貸借料の支払い (注) 1	3,227	貸借料	0

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注) 1. 不動産の貸借料は、近隣相場を参考に決定している。

監 事 監 査 報 告 書

医療法人松原会

理事長 松原 三郎 殿

私たちは、医療法人松原会の令和 6 年度会計年度（令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注 2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 8 年 6 月 12 日

医療法人会

監事 耕納 直喜

監事 能村 偉義

（注 1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注 2）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」、医療法第 51 条第 2 項に規定する医療法人については、「財産目録、貸借対照表及び損益計算書（医療法人会計基準第 3 条に規定する重要な会計方針の記載及び第 22 条に規定する貸借対照表等に関する注記を含む）、純資産変動計算書及び附属明細表」とする。